

# 別 紙

387ページの事務事業番号1「公の施設の管理運営（使用料及び利用料金等）」の取扱い

## 公の施設の取扱いの調整に係る基本方針

調整項目	基本方針
使用料基準の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。</li> <li>使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。</li> </ul>
時間割料金設定の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。</li> </ul>
減免基準の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。</li> </ul>
冷暖房設備料金基準の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）</li> <li>算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。</li> <li>※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。</li> </ul>
類似施設における開館・閉館時間の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。</li> </ul>

## 調整対象施設の区分表

集会・会議施設	
単独施設	
会議・研修施設（集会室含む）	
【公民館】	1
【町民会館・地区コミュニティーセンター】	2
【健康衛生施設（保健センター）】	3
【高齢者集会施設】	4
【児童・青少年関連施設】	5
【農林水産関連施設】	6
【農村環境関連施設】	7
【観光関連施設】	8
【雪対策関連施設】	9
【資料館関連施設】	10
【体育関連施設】	11
【生涯学習・社会教育関連施設】	12
その他貸館施設	
【集会・会議施設に宿泊、入浴施設を含むもの】	13
複合施設	
【複数の施設を備えた集会・会議施設】	14
【廃校利用による貸館的な施設】	15
体育施設	
単独施設	
【体育館・武道館（相撲場）】	16
【学校施設（学校開放・学校使用）】	17
【テニスコート】	18
【ゲートボール場】	19
【野球場・ソフトボール場】	20
【プール】	21
【その他体育施設（グラウンド・広場など）】	22
複合施設	
【複合施設（運動公園など、上記体育施設の単独施設に該当する個々の施設を複合した施設）】	23
その他施設	
【キャンプ場・バンガロー施設】	24
【駐車場・駐輪場施設】	25

公の施設の取扱いに関する調整方針

区分	区分内容	上越市における区分対象施設	町村における調整対象施設		調整項目				
			施設名称	施設数	使用料基準の取扱い	時間割料金設定の取扱い	減免基準の取扱い	冷暖房設備料金基準の取扱い	
1	集会・会議施設>公民館	公民館高田地区館 他	浦川原村中央公民館、大島村公民館、牧村就業構造センター(牧村公民館)、柿崎町就業改善センター、柿崎町中央公民館、柿崎町川西公民館、柿崎町下黒川公民館、柿崎町黒川公民館・頸城村公民館（5地区館）、吉川町総合センター、名立町名立公民館、名立町名南公民館、名立町不動公民館	17	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	当分の間現行どおりとし、合併後3年を目途に使用料算定基準を検討・調整する。（新基準を創設）	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
2	集会・会議施設>町民会館・地区コミュニティセンター	-	安塚町民会館、大島村活性化交流施設、柿崎町民会館、柿崎町七ヶ地区コミュニティーセンター、大潟町民会館、頸城村西福島一区振興センター、吉川町多目的集会場、板倉町寺野ふれあいセンター、清里村開発総合センター、三和村福祉センター、三和村ジュニア創作館	11	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	当分の間現行どおりとし、合併後3年を目途に使用料算定基準を検討・調整する。（新基準を創設）	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
3	集会・会議施設>健康衛生施設（保健センター）	上越市保健センター	浦川原村保健センター、大潟町保健センター、中郷村保健相談センター、板倉町保健センター、三和村保健センター	5	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	施設の目的に違いがあるため現状維持とし、合併後3年を目途に検討・調整を図る。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
4	集会・会議施設>高齢者集会施設	老人憩の家（磯野園、南寿園、ひなの園）他	大潟町ふれあいセンター、吉川町高齢者センター福寿荘、中郷村いきいきサロン	3	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	施設の目的に違いがあるため現状維持とし、合併後3年を目途に検討・調整を図る。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
5	集会・会議施設>児童・青少年関連施設	青少年文化センター（音楽室）他	名立町名立児童館	1	青少年文化センターについては、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。その他の施設については現行のとおりとする。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
6	集会・会議施設>農林水産関連施設	農業研修センター芙蓉莊 他	浦川原村横住総合交流促進センター、浦川原村末広地区転作促進センター	2	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
7	集会・会議施設>農村環境関連施設	-	大島村大島生活改善センター、大島村旭農村環境改善センター、大島村菖蒲農村環境改善センター、大島村若者交流会館、牧村交流研修館、柿崎町地域休養施設（大出口莊）、吉川町旭地区農業拠点センター、清里村農村環境改善センター、名立町多目的集会施設（円田莊）	9	原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の視点に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	原則として、合併時から1時間単位による利用料金設定に統一する。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	原則として、合併時から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一するが、地域の実情に配慮し、例外措置を設ける。
8	集会・会議施設>観光関連施設	上越観光物産センター	清里村駒池地区休憩施設	1	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。	合併時から上越市の条例の規定に統一するが、具体的な運用（取扱い）基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。	合併後3年を目途に施設使用料に含めて冷暖房料金を徴収することで統一する。（実費負担）算定基準については、合併後3年を目途に料金の調整を図る。 ※大規模な空間を備えた施設については、例外的に別途徴収する。	現行のとおりとする。